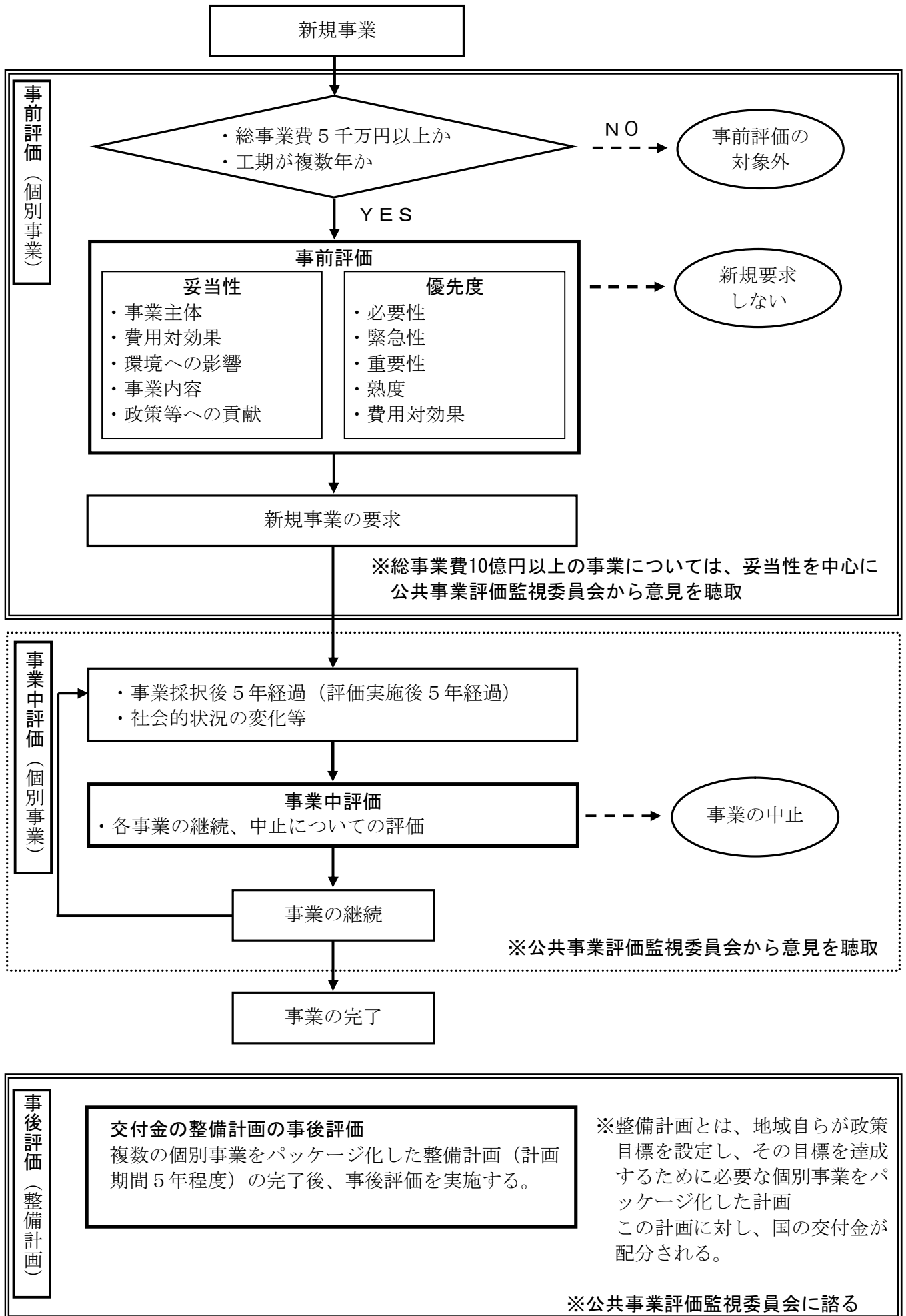


審 議 の 概 要

- ① 公共事業評価の流れ
- ② 事前評価
 - ・ 事前評価（妥当性評価）の視点
- ③ 事業中評価
 - ・ 事業中評価対象一覧
 - ・ 事業中評価総合評価の基準
- ④ 整備計画の事後評価
 - ・ 整備計画の事後評価対象一覧
 - ・ 整備計画の概要（社会資本整備総合交付金など）

1 公共事業評価の流れ



事前評価（妥当性評価）の視点

評価項目	妥当性評価の視点	備考
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が実施することの妥当性を評価 ・ 法令等で実施主体が県であることが定められている場合は、その法令・趣旨等を整理し、理由を説明 	
費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用以上の効果が期待できるよう設計されているかを評価 	評価手法が確立していない事業（局所的な防災対策事業など）については、算定しない
環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 懸念される環境への影響に対して、予め適切な対処が講じられるよう計画されているかを評価 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 求められているサービス水準の実現に向け、効果的・効率的な事業内容となっているかを評価 	
政策等への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の事業との連携効果や不便益の軽減が期待できる事業であるか、また、山形県の総合計画に貢献し得る事業であるかを評価 	

平成30年度 事業中評価対象事業一覧

	事業名	路線名 河川名等	施行場所	進捗状況(計画年次)			進捗状況(事業費等)		主な事業効果 ● 貨幣換算し、費用便益分析における便益(B)に計上している事業効果 ○ 貨幣換算する手法が確立されていないものの、事業により得られる効果	事業中評価 対象となる 理由	計画年次の遅れの 理由	総合評価
				採択年	目標年 (当初又は前 回評価時目 標年)	計画年次 の遅れ	全体事業費 (進捗度)	全体延長等 (供用延長等)				
1	道路事業(改築)	一般国道458号	しんじょうしもとあいかい おおくらむらしみず 新庄市本合海～大蔵村清水 もとあいかい (本合海バイパス工区)	H7	H35 (H31)	4年	113.0億円 (90.0%)	L=2,830m (1,730m)	●バイパス整備により走行時間が短縮され、走行経費の低減が期待できる。 ○バイパス整備により生活道路から通過交通が排除され、地域住民の安全性向上が図られる。 ○歩道幅員が確保され、歩行者の安全性向上が図られる。	情勢変化 (事業費増)	軟弱地盤対策 埋蔵文化財調査	継b(i)

事業中評価 総合評価の基準

継 a	ほぼ計画どおりであり、特に課題もないため継続とする (次のいずれかに該当するもの)
(i)	当初又は前回評価時計画どおりに進んでいるもの
(ii)	当初又は前回評価時計画に対して、用地取得や工事实施上の対策、関係機関との調整等の事由により1～2年遅れるもの
(iii)	予算措置が困難な事由により、1～4年遅れるもの

継 b	若干の遅れや課題等があるものの、解決の見通しがあり事業の効果等から判断して継続とする (次のいずれかに該当するもの)
(i)	当初又は前回評価時計画に対して、用地取得や工事实施上の対策、関係機関との調整等の事由により3～4年遅れるもの
(ii)	予算措置が困難な事由により、5年以上遅れるもの

継 c	計画より相当の遅れや様々な課題等があるため、必要な措置を講じたうえで事業の効果等から判断して継続とする (次のいずれかに該当するもの)
(i)	当初又は前回評価時計画に対して、用地取得や工事实施上の対策、関係機関との調整等の事由により5年以上遅れるもの
(ii)	事業の目的あるいは投資効果等に変化があり、計画の一部変更・縮小等が考えられるもの
(iii)	地元において、事業の目的、社会的意義への疑問視から反対を唱えるものがあるもの

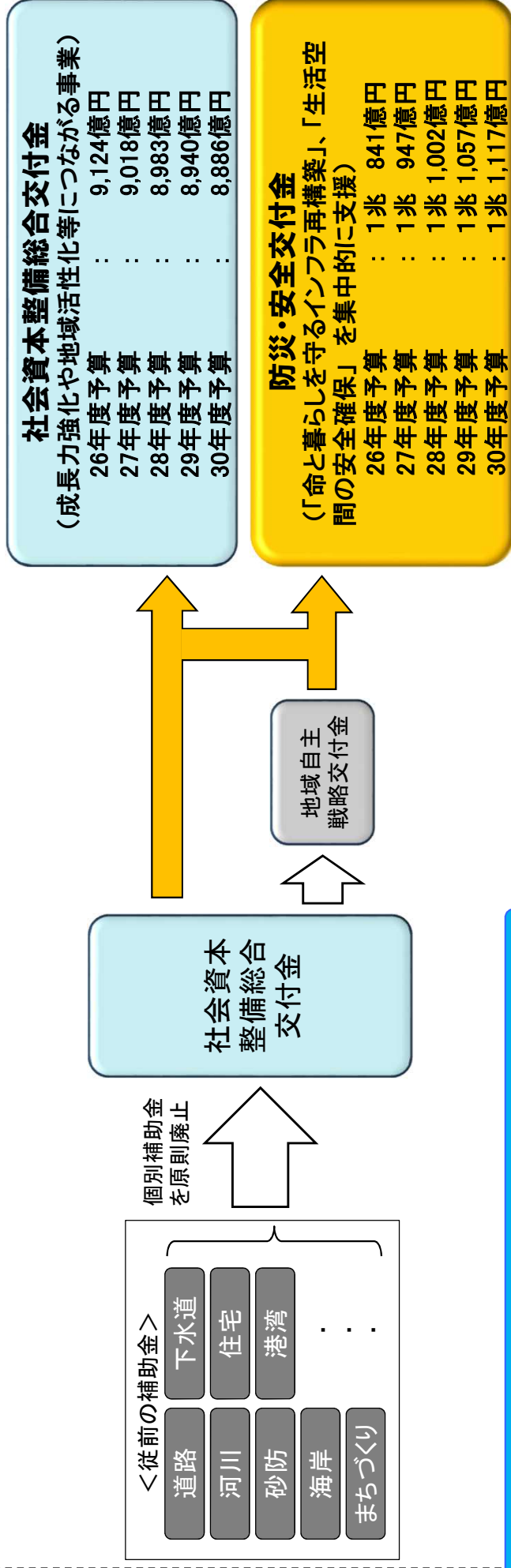
中止	事業を中止するもの
-----------	-----------

整備計画の事後評価対象一覧

番号	計画の名称	交付対象	事業種別	事業内容	事業数	全体事業費 (百万円)	計画期間
①	奥羽越南部広域観光活性化計画	山形県	道路 河川 公園	・道路舗装補修 ・河川改修 ・公園施設改築	31	4,672	H24～28
②	都市における安全で安心な人と車の快適空間づくり	山形県	街路	現道拡幅	4	597	H25～29
③	身近な生活道路の走行性を確保することによる安全で快適な地域生活の環境整備	山形県 33市町村	道路	舗装整備	39	8,532	H24～28
④	冬期交通の安全性を確保し、より安全で快適な道路環境づくり	山形県 25市町村	道路	除雪	27	16,024	H25～29
⑤	使い続ける港湾施設の老朽化対策	山形県	港湾	エプロン補修工	1	94	H28～28

社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金

- ◇ 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。
- ◇ 防災・安全交付金は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援するため、平成24年度補正予算において創設。



両交付金の特長(個別補助金との違い)

- ◇ これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化。
- ◇ 交付対象となる基幹事業(道路、河川等の16事業)の要件(内容や規模等)は交付要綱に規定。
- ◇ 地方公共団体は、計画期間内における事業等の実施により実現しようとする計画の目標を設定し、「社会資本総合整備計画」を作成。
- ◇ 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、公表。
- ◇ 計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体が国費を自由に充当可能。
- ◇ 基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高める事業についても、一定の範囲内で創意工夫を生かして実施可能。

個別補助金と比較した交付金制度の特長

- ◇ 地域が抱える政策課題を自ら抽出して整備計画で明確化
- ◇ 地域が設定した具体的な政策課題の解決のため、トータルで支援
- ◇ 地方公共団体の自由度を高め、使い勝手を向上

個別補助金

個別施設ごとにタテ割り
で補助採択

個々のハード整備にだけ
使用

補助金が余れば返還か
繰越手続
(他には回せない)

国が詳細に事前審査
個々のアウトプットに着目



交付金制度

計画全体をパッケージで採択

基幹のハード事業と一体的に行う他種の事業を自由に選択可

メニューが限定されない、地方の創意工夫を活かした事業も可
(関連社会資本整備事業)
(効果促進事業:基幹事業の効果を促進する事業)

計画内の他事業に国費の流用可
(予算補助事業は)年度間でも国費率の調整可

⇒ 返還・繰越の手続不要。順調な事業の進捗も可能。

地方自らが目標を設定し、事後評価・公表
計画全体としてのアウトカムに着目

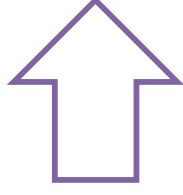
社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の対象事業

住宅・社会資本の整備



効果促進事業

整備計画に掲げる
政策目標の達成
(成果指標で事後評価)



住宅・社会資本の整備

基幹事業(社会資本整備総合交付金)

- 道路 ○港湾 ○河川 ○砂防
- 下水道 ○海岸 ○広域連携 ○都市公園
- 市街地 ○住宅 ○住環境整備 等

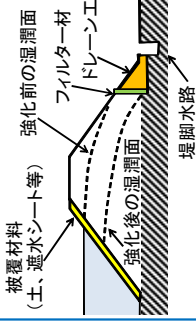
基幹事業(防災・安全交付金)

○防災・減災、安全に資する社会資本整備事業

・インフラ老朽化対策
例)橋梁・トンネルの補修



・事前防災・減災対策
例)河川堤防の緊急対策



・生活空間の安全確保
例)通学路の交通安全対策



関連社会資本整備事業

基幹事業に関連する

- 各種「社会資本整備事業」(社会資本整備重点計画法)

○「公的賃貸住宅の整備」

効果促進事業

○計画の目標実現のため基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務

○全体事業費の2割用途

- (社会資本整備総合交付金の例)
- ・アーケードモールの設置・撤去
 - ・観光案内情報板の整備
 - ・社会実験(レンタサイクル、自転車乗り捨てシステム…)
 - ・計画検討(無電柱化、観光振興…)

(防災・安全交付金の例)

- ・ハザードマップの作成・活用
- ・防災教育、水防訓練、防災訓練、避難訓練の実施
- ・防犯灯、防犯カメラの整備 等

例)ハザードマップ作成・活用



例)水防訓練の実施

